

(別紙)

エックス線装置に関する構造設備概要

1 エックス線装置の製作者名、形式及び台数 2 エックス線高電圧発生装置の定格出力

台 数		台					
製 作 者 名							
型 式							
製 造 年 月 日		年 月 日			年 月 日		
装置のタイプ		固定式（移動不能なもの） 可搬式（移動可能なもの） ポータブル			固定式（移動不能なもの） 可搬式（移動可能なもの） ポータブル		
主 な 用 途		撮影・透視・治療			撮影・透視・治療		
設置時の状態		新品・中古品			新品・中古品		
設 置 年 月 日		年 月 日			年 月 日		
高電圧発生装置 の定格出力	区 分	管 電 圧	管 電 流	撮影時間	管 電 圧	管 電 流	撮影時間
	長時間	Kv	mA	－	Kv	mA	－
	短時間	Kv	mA	秒	Kv	mA	秒
	蓄電式	Kv	μF	－	Kv	μF	－

3－1 エックス線装置の放射線障害防止に関する構造設備の概要

ア エックス線装置の共通事項

照 射 筒	有 ・ 無	有 ・ 無
絞 り	有 ・ 無	有 ・ 無
エックス線管の容器及び 照射筒の漏れ放射線量	ミリグレイ毎時 マイクログレイ毎時	ミリグレイ毎時 マイクログレイ毎時
総 る 過 量	mmアルミニウム当量	mmアルミニウム当量

イ 透視用エックス線装置

透視用画像モニターの種類	蛍光板、イメージインテンシファイ その他（ ）	蛍光板、イメージインテンシファイ その他（ ）
透視時間積算・警告音発生 タイマー	有 ・ 無	有 ・ 無
利用線すい可動絞り装置	有 ・ 無	有 ・ 無
蛍光板有効面積外照射防止 装置	有 ・ 無	有 ・ 無
受像器通過後の放射線量	マイクログレイ／毎時	マイクログレイ／毎時
透視時の最大照射野通過後 の放射線量	マイクログレイ／毎時	マイクログレイ／毎時
被照射体周囲の散乱線防護	有 ・ 無	有 ・ 無

ウ 撮影用エックス線装置

利用線すい可動絞り装置	有 ・ 無	有 ・ 無
照射野の直径 (口内法撮影用X線装置の場合)	センチメートル	センチメートル
エックス線管焦点及び被照射体から作業従事者までの距離 (移動型及び携帯型X線装置並びに手術中使用のX線装置)	メートル	メートル

エ 治療用エックス線装置

利用線すい可動絞り装置	有 ・ 無	有 ・ 無
ろ過板保持装置 (インターロック)	有 ・ 無	有 ・ 無

3-2 エックス線診療室の放射線障害防止に関する構造設備の概要

1 週間の延べ撮影回数		回			
1 週間の延べ透視時間		時間			
診療施設の概要		形 態	独立家屋（ 階建て）、マンション等の集合家屋（ 階建て 階） その他（		

3-3 診療施設における放射線障害の防止に関する予防措置の概要

管理区域	管理区域の境界における 最大放射線量	ミリベクレル／3月間
	立 入 制 限 措 置	遮へい物（材質等： ）による区画、白線による区画、 その他（ ）
	標 識 の 有 無	有 ・ 無
敷地内の居 住区域及び 敷地境界	人が居住する区域におけ る最大放射線量	マイクロベクレル／3月間
	敷地の境界における最大 放射線量	マイクロベクレル／3月間
そ の 他	診療施設の見取図	(別添)
	エックス線装置を使用す る室の遮へい物等の配置 状況	(別添)

3-4 その他の放射線障害の防止に関する予防措置の概要

防護用具の保有状況	防護手袋（ ）、防護エプロン（ ）、 その他（名称： 、数量： ）
エックス線診療従事者等の放射線 測定器の保有状況	フィルムバッジ（ ）、ポケット線量計（ ） 蛍光ガラス線量計（ ）、ルクセルバッジ（ ）、 その他（名称： 、数量： ）
エックス線診療室の放射線測定器 の保有状況	有 ・ 無 （測定器名： 、数量 ）
線量測定方法	実測 ・ 計算
実測測定器名	（ ）
その他の措置（健康診断等）	

4 エックス線診療に従事する獣医師の氏名及びエックス線診療に関する経歴

[illegible]

エックス線装置を使用する室の遮へい物等の配置状況

[別紙の記載上の注意事項]

1 エックス線装置の製作者名、形式及び台数

設置しているエックス線装置の台数を記入の上、エックス線装置ごとに、製作者名（製造業者名）、型式、製造年月日、装置の種類（固定式（移動不能）・可搬式（移動可能）・ポータブルの別）、主な用途、設置時の状態（新品・中古品の別）及び設置年月日を記入すること。

2 エックス線高電圧発生装置の定格出力

高電圧発生装置の定格出力については、エックス線装置ごとに長時間定格（透視を行う場合の10分以上連続してエックス線管に負荷できる値）にあつてはエックス線管公称最高管電圧（波高値、kV）及びエックス線管電流（平均値、mA）を、短時間定格（撮影を行う場合の0.1秒以上エックス線管に負荷できる値）にあつてはエックス線管公称最高管電圧（波高値、kV）及びエックス線管電流（固定陽極エックス線管では1秒、回転陽極エックス線管では0.1秒、mA）及び撮影時間（秒）を、蓄電式のものにあっては最高充電電圧（kV）及びコンデンサー容量（ μ F）を記入すること。

なお、次の点に留意すること。

- (1) 短時間定格の表示が管電流時間積になっている場合には、mAs単位で記入しても差し支えないこと。
- (2) エックス線装置が撮影用のみであるものであつてコンデンサーを備えていないものは、短時間定格のみを記入すること。
- (3) 高電圧変圧器の2次側に複数個の整流器とコンデンサーを組み合わせているもの（全波整流方式）は連続定格、短時間定格、コンデンサーの電圧及び容量をすべて記入すること。

3 エックス線装置及びエックス線診療室の放射線障害防止に関する構造設備の概要並びに診療施設における放射線障害防止に関する予防措置の概要

- (1) エックス線装置の放射線障害防止に関する構造設備の概要については、エックス線装置ごとに次のこと。

ア エックス線装置の共通事項

- (ア) 照射筒及び絞りについては、エックス線管の照射筒及び絞りの有無を記入すること。絞りについては、可変型絞りである場合に記入すること。
- (イ) エックス線管の容器及び照射筒の漏れ放射線量については、次の区分により、利用線すい以外のエックス線量を測定した値を記入すること。
 - a 定格管電圧が50kV以下の治療用エックス線装置にあつては、エックス線装置の接触可能表面から5センチメートルの距離
 - b 定格管電圧が50kVを超える治療用エックス線装置にあつては、エックス線管焦点から1メートルの距離かつエックス線装置の接触可能表面から5センチメートルの距離
 - c 定格管電圧が125kV以下の口内法撮影用エックス線装置にあつては、エックス線管焦点から1メートルの距離
 - d 上記a～c以外のエックス線装置にあつては、エックス線管焦点から1メートルの距離
 - e コンデンサー式エックス線高電圧装置にあつては、充電状態であつて、照射時以外のとき、接触可能表面から5センチメートルの距離
- (ウ) 総ろ過量については、エックス線管の管球及び容器の固有ろ過値、照射筒、絞り及び負荷ろ過板の負荷ろ過値の和とすること。

イ 透視用エックス線装置

- (ア) 透視用画像モニターの種類については、蛍光板、イメージインテンシファイア、その他のうち該当するものに○を付し、その他のカッコ内には、その名称を簡潔に記入すること。
- (イ) 透視時間積算・警告音発生タイマー、利用線すい可動絞り装置及び蛍光板有効面積外照射防止装置については、その有無を記入すること。

- (ウ) 受像器通過後の放射線量については、蛍光板、イメージインテンシファイア等の受像器を通過したエックス線量を利用線すい中の蛍光板、イメージインテンシファイア等の受像器の接触可能表面から10センチメートルの距離において測定し記入すること。
- (エ) 透視時の最大照射野通過後の放射線量については、透視時の最大照射野を3.0センチメートル超える部分を通過したエックス線量を当該部分の接触可能表面から10センチメートルの距離において測定し記入すること。
- (オ) 被照射体周囲の散乱線防護については、鉛柵を設ける等により散乱線を遮へいするための措置の有無を記入すること。

ウ 撮影用エックス線装置

- (ア) 利用線すい可動絞り装置については、その有無を記入すること。
- (イ) 照射野の直径については、口内法撮影用エックス線装置の場合に照射筒の端における直径を記入すること。
- (ウ) エックス線管焦点及び被照射体から作業従事者までの距離については、移動型及び携帯型エックス線装置並びに手術中に使用するエックス線装置における距離を記入すること。

エ 治療用エックス線装置

- (ア) 利用線すい可動絞り装置については、その有無を記入すること。
- (イ) 近接照射治療装置を除く治療用エックス線装置について、ろ過板が引き抜かれたときにエックス線の発生を遮断するインターロックが作動するろ過板保持装置の有無を記入すること。

(2) エックス線診療室の放射線障害防止に関する構造設備の概要については、次によること。

ア 1週間の延べ撮影回数及び1週間の延べ透視時間については、最近1年間の1週間における延べ最多撮影回数及び延べ最長透視時間を記入すること。なお、エックス線装置を設置後1年を経過していない場合には、将来の使用状況等を勘案の上、過小となることのないよう、1週間における延べ最多撮影回数及び延べ最長透視時間の見込みを記入すること。

イ 診療施設の概要については、上段及び下段とも該当するものに○を付し、独立家屋の場合には何階建ての建物であるかを、マンション等の集合家屋の場合には家屋の何階にあるのかを、その他の場合にはカッコ内にその建物の構造を簡潔に記入し、また、耐火構造のものにあつてはカッコ内にその主たる建築素材を記入すること。

ウ エックス線診療室の概要については、エックス線診療専用の室、診察室と兼用の室、手術室と兼用の室及びその他の別に該当するものに○を付し、その他のカッコ内には、その内容を簡潔に記入すること。

エ 診療室の遮へい物等の概要については、天井及び周囲の遮へい物（壁を含む。）の材料及び厚さを記入し、放射線防護に関する措置の欄には鉛板（厚さ〇〇mm）を入れているなどその内容を簡潔に記入すること。

オ 診察室の遮へい物等の外側における最大放射線量については、エックス線診療専用の室である場合には、診療室の壁等の外側の最も近接した点における通常の使用状態において最大値となる場所で測定した線量当量又は線量当量率の最大値に1週間の使用時間（最長）を乗じて算出した値（ミリシーベルト/1週間）を、エックス線診療専用の室でない場合には遮へい物の外側の最も近接した点での通常の使用状態において最大値となる場所で測定した値（マイクロシーベルト/1時間）を記入すること。なお、エックス線装置を2台以上設置している場合には、すべてのエックス線装置に係る値の総和を記入すること。なお、エックス線診療室の構造設備の基準は次のとおりとする。

- ・人が常時立ち入る場所における実効線量は1週間につき1ミリシーベルト以下になるように遮へい物を設けること（獣医療法施行規則第7条）。

カ 標識については、エックス線診療室である旨を示す標識の有無を記入すること。

キ 注意事項の掲示については、放射線傷害の防止に必要な注意事項の掲示の有無を記入すること。

(3) 診療施設における放射線傷害の防止に関する予防措置の概要については、次によること。

ア 管理区域

- (ア) 管理区域の境界における最大放射線量については、管理区域の境界における通常の使用状態において最大値となる場所で測定し、すべてのエックス線装置に係る実効線量を合計した値（ミリシーベルト/3月間）を記入すること。この場合の実効線量は、1センチメートル線量当量とする。なお、診療施設の管理者は、実効線量が3月間につき1.3ミリシーベルトを超えるおそれのある場所を管理区域とし当該区域にその旨を示す標識を付さなければならない（獣医療法施行規則第11条第1項）。
- (イ) 立入制限措置については、遮へい物による区画又は白線による区画を行っている場合には○を付し、部外者立入禁止のための柵、縄張り等により区画している場合にはカッコ内にその内容を簡潔に記入すること。
- (ウ) 標識については、管理区域及び立入禁止区域である旨を示す標識の有無を記入すること。

イ 敷地内の居住区域及び敷地の境界

人が居住する区域における最大放射線量及び敷地の境界における最大放射線量については、管理区域の境界における通常の使用状態において最大値となる場所で測定し、すべてのエックス線装置に係る実効線量を合計した値（マイクロシーベルト/3月間）を記入すること。

なお、診療施設の管理者は、エックス線診療室又はその周辺に適当な遮へい物を設ける等の措置を講ずることにより、診療施設の敷地内の人が居住する区域及び診療施設の敷地の境界における実効線量が3月間につき250マイクロシーベルト以下になるようにしなければならない。

ウ その他

診療施設の見取図及びエックス線装置を使用する室の遮へい物等の配置状況をそれぞれ別紙として添付し、エックス線診療室、管理区域、敷地内居住区域等がわかるように記入すること。なお、図には、遮へい物の長さ、厚さ等放射線防護に関する事項を記入すること。

(4) その他の放射線傷害の防止に関する予防措置の概要については、次によること。

ア 防護用具の保有状況については、防護手袋、防護エプロンを備えている場合は○を付した上で、カッコ内に保有数量を記入し、防護マスク、防護頭きんその他の防護用具を備えている場合にはカッコ内にその名称及び数量を記入すること。

イ エックス線診療従事者等の放射線測定器の保有状況については、フィルムバッジ、ポケット線量計、蛍光ガラス線量計及びルクセルバッジを備えている場合には○を付し上で、カッコ内に保有数量を記入し、その他の測定器を備えている場合には、カッコ内にその名称及び数量を記入すること。

ウ エックス線診療室等の放射線測定器の保有状況については、その有無を記入し、有している場合には、カッコ内にその名称及び数量を記入すること。

エ その他の措置（健康診断等）については、エックス線診療従事者等に対して行っている健康診断等上記以外に行っているエックス線防護に関する措置があれば記入すること。

4 エックス線診療に従事する獣医師の氏名及びエックス線診療に関する経歴

エックス線診療に従事する獣医師の氏名及び年齢を記入するほか、エックス線診療に従事した年数及びエックス線に関する講習会への参加状況（講習会名、開催者、開催時期、開催日数等）を記入すること。